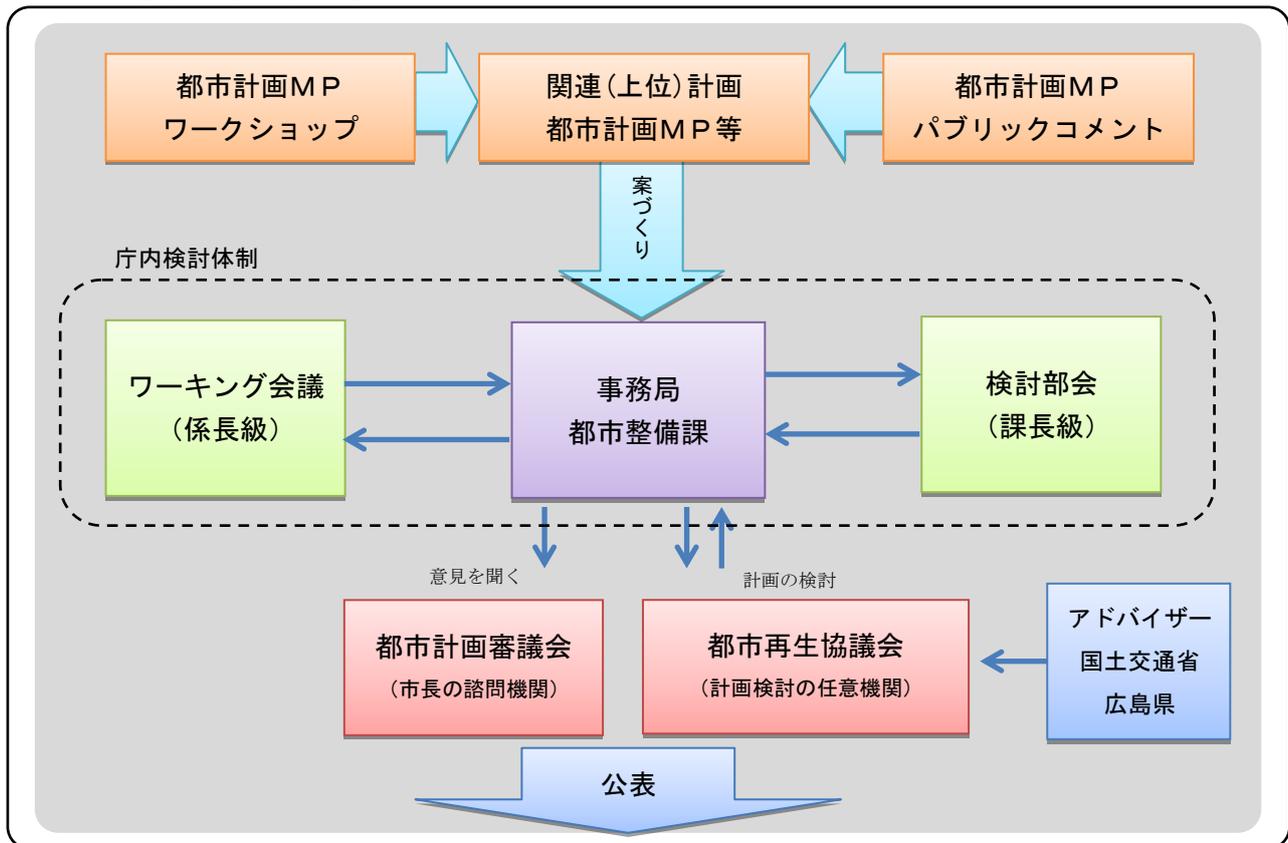
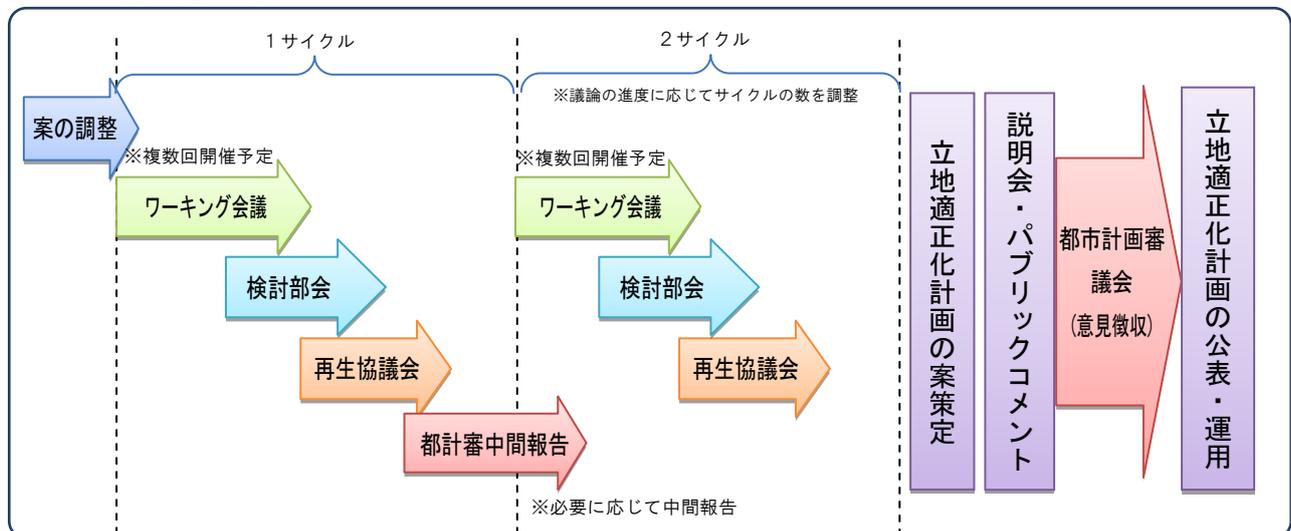


立地適正化計画策定に向けた検討体制

1. 立地適正化計画策定のスキーム



2. 計画策定の流れ



3. 各会議の目的

- ワーキング会議:** 事務局案に対して、各専門分野から意見や提案を行い、担当レベルの素案としてとりまとめる。
- 検討部会:** ワーキング会議での素案について、各専門分野から意見や提案を行い、市の素案としてとりまとめる。
- 都市再生協議会:** 有識者や各事業者及び市民代表等から市素案に対して意見や提案を行い、計画案としてとりまとめる。
- 都市計画審議会:** 計画案に対して、有識者や市民代表等で構成された審議会で意見聴取する法定手続き

段階を踏んで計画案として整理

立地適正化計画策定に向けたこれまでの検討・審議状況

平成28年11月29日 第1回都市再生協議会ワーキング

- 立地適正化計画の概要について



平成28年12月7日 第2回都市再生協議会ワーキング

- 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析
- 竹原市全域の集約型都市構造のイメージ
- 立地適正化計画策定に係る各課ヒアリング



平成29年1月12日 第3回都市再生協議会ワーキング

- 現状及び課題の各課ヒアリングについて



平成29年1月27日 第1回都市再生協議会検討部会

- 立地適正化計画策定にむけた検討体制
- 竹原市立地適正化計画の策定にあたって
- 竹原市立地適正化計画の内容について（現状分析等）
- 各課ヒアリングの総括について



平成29年2月9日 第4回都市再生協議会ワーキング

- 竹原市都市再生協議会検討部会の報告
- 課内検討会の開催について
コンパクトなまちづくりを進めることによる各担当課の課題と、その解決方法等について議論を深化

平成29年3月1日 第5回都市再生協議会ワーキング

- 課内検討会の結果
各課課題の抽出・整理

平成29年3月29日 第1回竹原市都市再生協議会 今回

※平成29年度は概ね3回程度開催予定

竹原市・都市マス通信

Takehara City Planning Master Plan News

第三次 竹原市都市計画マスタープランを決定

●都市計画審議会へ諮問

平成28年10月6日(木)に、平成28年度第1回都市計画審議会が開催されました。開会にあたり、吉田市長が、「少子高齢化などさまざまな社会問題に対応できる次世代につながるコンパクトなまちづくりを進めていきたい。」と挨拶をされました。

審議会では、平成26年から取り組んでいる市民ワークショップの成果について、まちの課題やアイデアを基に市民で話し合われた「まちづくり構想」や、テーマ別ワークショップで話し合われた「拠点づくり」や「道路・公共交通」が報告されました。つづいて、これまで取り組んできた施策、事業の進捗、評価や、国や広島県の動きなどから、前回計画の検証結果が報告された後、諮問案件である第三次都市計画マスタープラン(案)の1章 基本的事項から、第3章 都市づくりの目標と基本の方針まで審議が行われました。また、日を改めて、平成28年10月31日(月)に、第2回都市計画審議会が開催され、



▲開会に先立って吉田市長の挨拶



▲第三次都市計画マスタープラン

第4章 部門別構想から、第6章 計画の推進方策までが審議され、今年7月に行われたパブリックコメントについても、主な意見が紹介されるなど、頂いた意見を元に、どのように計画を反映したのか説明がなされました。

質疑の後に、原案について採決が行われ、全会一致で第三次竹原市都市計画マスタープランとして決定されました。

決定した都市計画マスタープランを閲覧できます。

竹原市都市計画審議会において決定の答申を頂いた計画について、今後、市役所の二階の都市整備課、または市のホームページなどで公開する予定です。

計画立案

竹原市都市計画審議会での検討・審議

公表

県知事へ通知

市民へ広報

▲計画案決定までの手続きフロー



▲平成28年10月6日 第1回都市計画審議会の様子

★ コトバ ★

竹原市都市計画審議会：竹原市に設置されている審議会等のひとつで、都市計画法に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行う機関です。メンバーは、竹原市都市計画審議会条例第3条により、学識経験のある者、市議会の議員、関係行政機関若しくは広島県の職員又は市民となっています。

諮問：一定の期間や有識者に対し、ある問題について意見を求めることで、都市計画では、市長が諮問機関である都市計画審議会に、都市計画の案について意見を求めることをいいます。

●都市計画審議会での主な意見

【平成28年度 第1回都市計画審議会】

委員：計画策定の地域の声の集約方法としてワークショップなどが行われてきたが、集約はかなり難しかったのではないかと。

事務局：ワークショップのメンバーについては、市内より公募させて頂きました。ワークショップのテーブル毎に様々な意見を頂く中で、コミュニケーションをとりながら意見をまとめ、メンバー同士での発表などを行いながら進めてきました。また、都市マス通信やホームページにおける情報提供や、計画策定についても策定委員会やパブリックコメントなど市民の皆様への情報提供、意見を反映する機会を設けるよう取り組んできたところであります。

委員：今、自然災害も想像もつかないような被害が出ていることを考えれば、いかに人命を守るため二次救急まで速やかに搬送できるかということも考える必要がある。そのため、災害時の緊急輸送機能となる国道185号や432号などのバイパス整備や道路ネットワークの整備が必要である。

【平成28年度 第2回都市計画審議会】

委員：農業をされている方も市街地へ居住を誘導していくのか？

事務局：計画の中でコンパクトに居住を誘導しておりますが、すべての人を居住誘導区域へ誘導していきものではありません。郊外には、圃場整備などが進み農業を営むことも必要であり、そこには居住も必要です。

拠点やその周辺へ都市機能を集積し、生活利便性を高め、居住の魅力を高めることによって、それぞれのライフプランに応じて居住を選択する際に、まちなかへ居住して頂こうとする「緩やかな誘導」を目指しており、強制的な誘導をイメージするものではありません。



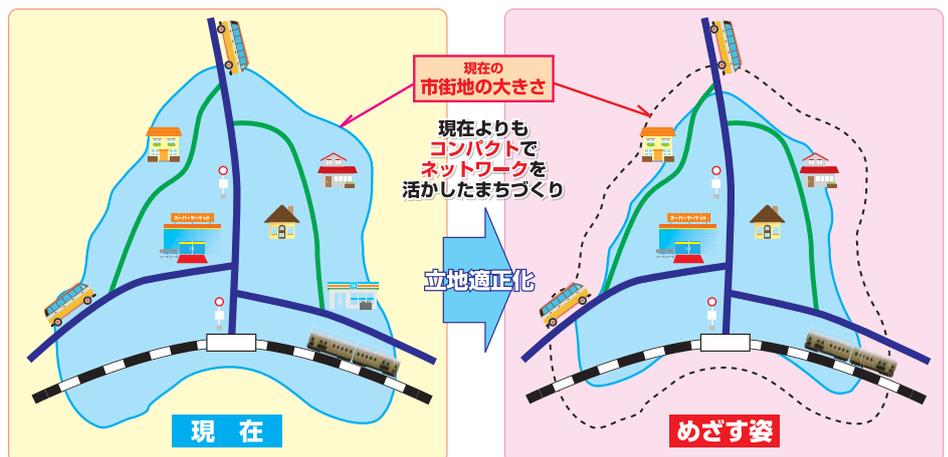
▲平成28年10月31日 第2回都市計画審議会の様子

都市計画マスタープランに続く

竹原市立地適正化計画策定の取り組み

第2回の都市計画審議会では、都市計画マスタープランの諮問のあとに、竹原市立地適正化計画の策定に向けた取り組みについて報告がありました。現在、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通などにより生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、「コンパクト+ネットワーク」の考えで進めていくことが重要です。

立地適正化計画は、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを進めていくための計画です。本市においても居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導により、魅力ある市街地の形成を目指すとともに、将来にわたって必要な住民サービスを、持続的に提供し続けることを目的に計画の策定に取り組みます。



▲コンパクト+ネットワークのまちづくりのイメージ



未来につながる魅力あるまちづくりを目指して

竹原市・都市マス通信

都市機能の立地適正化に向けて

Takehara City Planning Master Plan News

平成29年1月1日

第11号

発行：竹原市建設部都市整備課
TEL 0846-22-7749

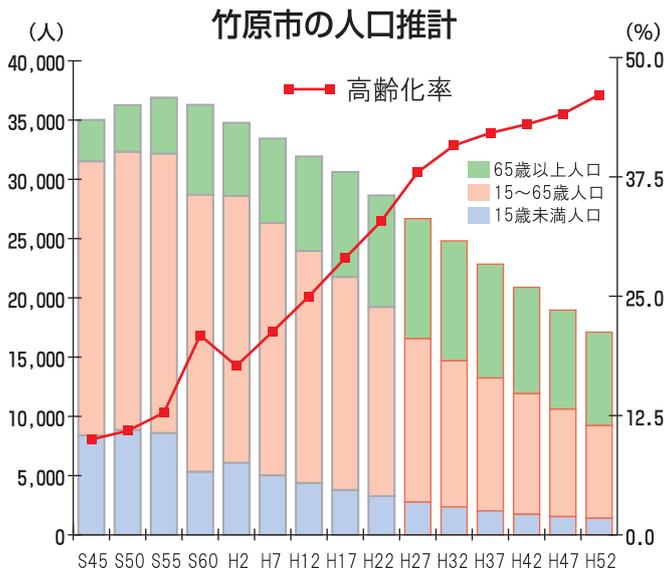
新年あけましておめでとうございます。昨年は、都市計画マスタープランの策定をはじめ、市民の皆様のご理解と温かいご支援を頂き、心からお礼申し上げます。本年も将来への持続可能なまちづくりの推進に向けて引き続きご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってすばらしい年になりますようお願い申し上げます。

竹原市立地適正化計画の取り組み

●竹原市立地適正化計画とは？

都市マス通信の第10号でもお知らせいたしました、竹原市でもコンパクトなまちづくりを目指し、本年は立地適正化計画の策定に向けた取り組みを本格化させます。都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面、経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっています。

平成26年8月に改正された都市再生特別措置法により、市町村が、住宅及び医療、福祉、商業などのため必要な施設の立地の適正化を図るための計画として、策定できるようになったもので、この計画の策定により、一定の



▲国立社会保障人口問題研究所推計値にH27実績値を反映

竹原の市街地の変遷

▼昭和20年代の竹原町中心部



高度成長期の初期

竹原駅、町並み保存地区周辺を中心に市街地が形成され、周辺には農地が広がる。

▼昭和60年代の竹原町中心部



バブル景気の初期

道路、港湾など都市基盤の整備にあわせ、現在の市役所周辺に市街地が広がり、町の中心部が移行。

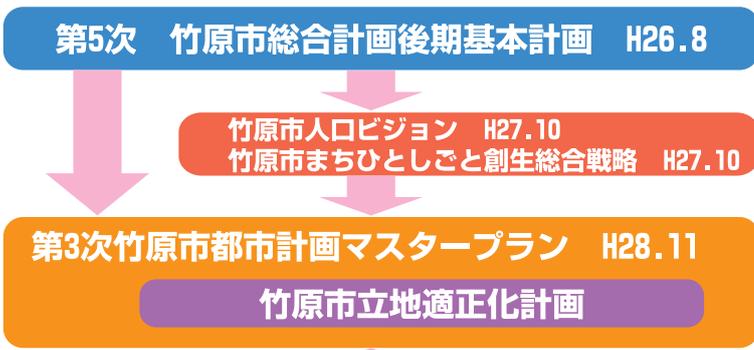
▼平成20年代の竹原町中心部



リーマン・ショック(世界的金融危機)初期

区画整理事業などの都市基盤整備が進み市街化が進展するが、中心部では駐車場利用などが目立つ。

立地適正化計画の位置づけと体系



連携



▲国土交通省「コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な取り組み」資料に一部加筆修正



▲昔の掛町商店街の付近



▲塩浜の塩田（右下は竹原駅）



▲楠神社と竹原の内港

エリアに、人口密度の維持と、必要な施設の立地の適正化をはかり、エリア間を交通で結ぶ『コンパクト+ネットワーク』のまちづくりを目指します。

立地適正化計画は、市全体を見渡しながらかコンパクトなまちづくりに向けて計画するもので、都市計画マスタープランの高度化版とされており、まちづくりに関係するさまざまな施策と連携し効果的なものとしていく必要があります。

拡散してきた竹原の市街地

市庁舎や竹原駅等がある今の中心部は、江戸時代には塩作りのための塩田が広がっていました。当時の竹原の中心は、現在の本町地区で、製塩業をはじめとし、酒屋や問屋、廻船業等の多角経営を行う町人たちが暮らしていました。町人は築き上げた財によりこだわりのつまった家を建て、そ

れらが連なる重厚な町並みは、昭和57年に国から重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

明治維新後、明治22年に竹原に町制が施行されました。工業の近代化や昭和7年の三呉線（今のJR呉線）の開業に伴って、中堀周辺（今の中央2丁目、3丁目付近）の塩田埋め立てが進行し、駅前を中心に道路などの都市基盤の整備により、新しい商店街や町並みが形成されるなど、本町地区から中堀地区へ市街地が広がりました。

戦後の昭和33年、竹原町と忠海町が合併して竹原市が誕生しました。昭和35年には、製塩技術の進歩にともなう国の第三次塩業整備により、江戸時代から310年にわたり竹原の経済を支えた竹原塩田が全面廃止されました。

塩田跡地には、国道185号など新たな道路の整備により新市街地の骨格が形成され、その沿道には新庁舎（今の市庁舎）、市民館、福祉会館など、市の機能が移転、平成4年には広島県の合同庁舎が本町地区から北堀地区へ、平成16年には竹原警察署が田ノ浦地区から駅前へ移転するなど、様々な都市機能が今の中心部へ移転しながら、ライフスタイルの変化による核家族化の進行などあいまって、市街地の拡散が進行していきました。

このように、現在の竹原市の中心市街地は、昭和35年の塩田廃止による都市基盤整備や宅地化の進行により、本町地区から北堀地区、郊外部へ変遷しながら、経済成長と人口増加に合わせて市街地を拡大しつつ発展してきました。これからは、顕在化しつつある少子高齢化や人口減少などの社会問題に対応できる持続可能なコンパクトなまちづくりに向けて、計画的な市街地の形成に取り組んでいく必要があります。

第三次 竹原市都市計画マスタープラン公表しました。

昨年の平成28年12月16日（金）に、都市計画マスタープランを竹原市のホームページや市役所2階の窓口で公表しておりますのでご覧ください。

HPの検索 竹原市HP > ぐらしの情報 > 都市計画 > 都市計画マスタープラン

アドレス：<http://www.city.takehara.lg.jp/tosi/tosimasu.html>

これまでの都市マス通信についても、市のホームページでご覧になれます。

携帯・スマホは
こちらからどうぞ！

